平成２２年（フ）第６８８９号
大阪府摂津市南別府町８番53号
債務者　寺前　友美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８９７号
大阪市大正区千島２丁目４番４―501号
債務者　曽根　英夫（旧姓心石）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９２８号
大阪府摂津市別府２丁目20―13　エスポワール402、住民票上の住所大阪府摂津市一津屋３丁目11番９号
債務者　彦野加代子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９３０号
大阪府寝屋川市黒原橘町18番１号、住民票上の住所大阪府寝屋川市池田旭町１番４号
債務者　美善インテリア、ミヨシ企画こと　三井　充善
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９６０号
大阪市東淀川区豊新２丁目11番５―607号
債務者　榔木美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０９１号
大阪市淀川区三津屋南３丁目10番13号　ダイシンコーポ106号
債務者　寺尾世津代
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１６５号
大阪府枚方市田口山３丁目36番５号
債務者　永野　茂生
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２７９号
大阪市城東区野江２丁目17番13号　マンションやまと野江204
債務者　鈴木　治美（旧姓吉向）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３２９号
大阪府高槻市津之江町１丁目60番18号
債務者　南　　杏奈
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３７１号
大阪府寝屋川市木屋町７番34号
債務者　仲村　みき（旧姓福川）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４０９号
大阪市城東区今福西２丁目11番32号
債務者　時本真由美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４５７号
大阪市西区本田１丁目10番18号　ロイヤルレスト本田９Ｄ
債務者　内村　幸一
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４６７号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　坂下　裕美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４６８号
大阪府門真市島頭４丁目17番41―305号
債務者　中山　一雄
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４７０号
大阪府枚方市茄子作３丁目27番15号
債務者　大山口　巖
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４７５号
大阪府八尾市弓削町南１丁目16番地アクアヒルズ112号
債務者　城戸　好子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４７６号
大阪市東住吉区北田辺６丁目８番13号
債務者　鯖田　恭子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部